

不登校支援事業情報誌等制作業務仕様書

1 業務名

不登校支援事業情報誌等制作業務

2 業務目的

(1) 保護者向け情報誌

情報誌を通して、保護者が不登校や家庭教育に対する理解を深め、学校や家庭、関係機関が連携し、社会全体で不登校児童生徒の支援に努めることの重要性を伝えることで、不登校対策の一層の充実を図ることを目的とする。また、学校以外の居場所等の情報を伝えることで、児童生徒の多様な学びの場の確保に努める。

(2) 教職員向け情報誌

情報誌を通して、教職員に不登校に関する現状や未然防止等の効果的な学校事例、専門家等の取組を示すことにより、教職員の不登校に対する理解を深め、意識の向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 保護者向け情報誌の制作

- ① 保護者が不登校や家庭教育に対する理解を深め、学校や家庭、関係機関が連携し、社会全体で不登校児童生徒の支援に努めることの重要性を伝えることができる情報を掲載するものとする。
- ② 保護者向け情報誌の仕様は、以下を基本とする。
 - a A4版、表・裏表紙込みで8ページ、カラー刷り、中綴じ製本、再生紙（グリーン購入適合品）110kg、マットコート紙
 - b 発行部数 80,000部
 - c 最低6回の取材撮影

(2) 教職員向け情報誌の制作

- ① 教職員が不登校に対して正しく理解し、意識の向上を図ることができる情報を掲載するものとする。
- ② 情報誌の仕様は、以下を基本とする。
 - a A4版、表・裏表紙込みで12ページ、カラー刷り、中綴じ製本、再生紙（グリーン購入適合品）110kg、マットコート紙
 - b 発行部数 1,000部
 - c 最低6回の取材撮影

(3) 当市WEBサイト掲載用のデータファイル（PDFデータ等）の作成

- ① 保護者向け情報誌と同内容の記事を、仙台市公式WEBサイトに掲載するための電子データを作成する。また、ファイル内の検索が可能ないように、テキスト埋め込み等の処置をする。
- ② WEBサイト用バナー画像（PNG又はJPEG形式）2種類を作成する。

(4) 教職員向け情報誌のデータファイル（PDF データ等）の作成

教職員向け情報誌と同内容の記事を、教職員がグループウェア等で閲覧、活用できるようにするための電子データを作成する。また、ファイル内の検索が可能なように、テキスト埋め込み等の処置をする。

4 成果物

- (1) 上記3 (1) 保護者向け情報誌【80,000 部】
- (2) 上記3 (2) 教職員向け情報誌【1,000 部】
- (3) 上記3 (3) 当市 WEB サイト掲載用のデータファイル（PDF データ等）
- (4) 上記3 (4) 教職員向け情報誌のデータファイル

5 納品先

教職員向け情報誌、保護者向け情報誌を仙台市内各小中学校に必要部数送付する。残部及びデータファイルは、仙台市教育局学校教育部教育相談課（仙台市役所上杉分庁舎 13 階）に納品する。

6 履行期限

- (1) 上記3 (1), (3) は、令和4年9月26日（月）とする。
- (2) 上記3 (2), (4) は、令和5年1月12日（木）とする。

7 委託料の支払い

受注者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を一括で支払うものとする。

8 その他留意事項

- (1) 業務内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者は協議してこれを定める。
- (2) 契約書及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者は協議して定める。
- (3) 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (4) 受注者は、再委託にあたっては、事前に発注者の承認を得なければならない。
- (5) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (6) 制作した情報誌の著作権（著作者人格権を除く。）及び著作権については、その一切は、発注者に帰属する。また、情報誌のデータを発注者が二次利用することについて、受託者はあらかじめ承諾するものとする。
- (7) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。
- (8) 第三者に帰属する著作権その他の権利に係る画像、書体、文章、記号、図形、色パターン等を用いる場合は、発注者が正当に利用できるよう、あらかじめ受託者の負担で必要な処理を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。